

平成23年分

# 確定申告が始まります

## 所得税・消費税等の確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、名寄税務署窓口へ持参するか、郵送でお早めにご提出願います。  
また、便利なe-Taxをご利用ください。

### ●確定申告指導・申告書の受付期間

・所得税  
2月16日(木)～3月15日(木)

・贈与税  
2月1日(水)～3月15日(木)

・消費税等  
4月2日(月)まで

●申告会場・時間  
名寄税務署2階会議室  
9時～17時

※土・日曜、祝日を除く  
☎01654②2157

### 住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催いたします。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案内ハガキ」と関係書類を

ご持参ください。「案内ハガキ」が送付されなかった方も申告の必要がある場合はご来庁ください。  
※申告受付資料などの都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いいたします。(申告の受付は、土・日を除きます)

### ●申告受付期間・場所

・税務課市民税係  
名寄庁舎2階

2月16日(木)～3月15日(木)

・地域住民課総務税務係  
風連庁舎1階  
2月20日(月)～2月24日(金)

### ▼申告に必要なもの

- ①案内ハガキ、印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書
- ③営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書(なお「案内ハガキ」が届いていない場合は税務署での申告をお願いいたします)

告をお願いいたします)

④生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の払込証明書

⑤医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等

⑥国民年金保険料等の控除証明書

⑦身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書(※)、療育手帳、精神保健福祉手帳等

⑧所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

今回の申告により平成24年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月11日頃になります。申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ

市役所名寄庁舎2階 税務課市民税係  
☎01654③2111 (内線3201～3203)

### ※障害者控除対象者認定書 申請窓口：高齢介護課介護保険係

次に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

- ①65歳以上で要介護認定を受けている方
- ②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

### ●おむつ使用確認書(医療費控除の対象になります) 申請窓口：高齢介護課介護保険係

要介護認定を受けていて、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に対して「おむつ使用確認書」を発行します。申請の際には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方
- ③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性が あること」の2点が確認できる方

以上の事由について、対象者あるいはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。



# 個人住民税の税制改正のお知らせ

## 平成24年度から適用される主な変更点について

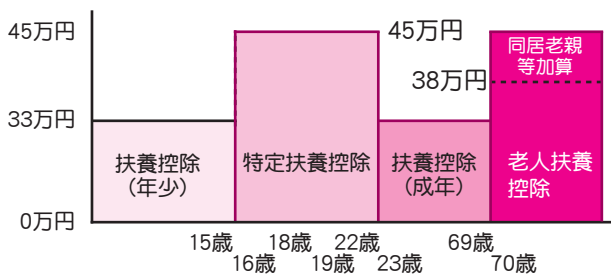
「扶養控除」「寄附金控除の適用下限額」などが見直され、住民税（市道民税）の税額が昨年までと大きく変わる場合があります。

### 扶養控除の見直し(図参照)

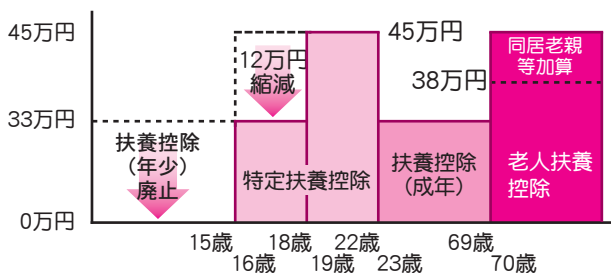
- ①子ども手当の創設に伴い、16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されることとなりました。
- ②高校の授業料無償化に伴い、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満のものに係る扶養控除の上乗せ部分を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることとなりました。

### 【扶養控除見直しの概要】

<平成23年度まで>



<平成24年度から>



### 寄附金控除の適用下限額の見直し

寄附金税額控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となります。(平成23年中に支払った寄附金から適用され、平成24年度分の個人住民税から控除されます)

### ▼対象となる寄附金

- ・都道府県や市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・北海道共同募金会、日本赤十字社北海道支部に対する寄附金
- ・所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、北海道および名寄市が条例で定める寄附金

### ▼手続方法

所得税の確定申告(税務署)を行うと所得税と住民税の寄附金控除が受けられます。確定申告を行う必要がない方は住民税申告(市役所)が必要となります。申告の際には、各団体が発行する「領収書」または「寄附金受領証明書」を添付してください。

### ▼問い合わせ

#### 税務課市民税係

(市役所名寄庁舎2階)

☎01654③2111  
内線3201・3202・3203

軽自動車を取得・廃棄・名義変更した場合は届出が必要ですが(バイクや小型特殊自動車を含む)

軽自動車は、使用していないくても所有している場合には課税されます。購入や譲受けなどにより未登録の車両を現在所有している方は速やかに手続きをしてください。

また、譲渡した場合や、廃棄などにより現在車両を所有していない方でも、廃車などの手続きが4月1日までに完了しない限り翌年度以降も税金がかかります。

- ・125cc以下のバイク・小型特殊自動車(農耕用含む)  
→税務課市民税係(名寄庁舎2階)、地域住民課(風連庁舎1階)
- ・125cc超250cc以下のバイク、軽自動車  
→旭川地区軽自動車協会(☎0166-53-7300)
- ・250cc超のバイク  
→旭川地方自家用自動車協会(☎0166-51-1221)

登録を忘れていたトラクターなどはありませんか!

農耕作業用で乗用装置のある(コンバイン・トラクター・植え機など)小型特殊自動車を購入や譲受け等により所有された場合は、軽自動車の登録手続きが必要です。



## 国民健康保険のお知らせ

### 高額療養費について

#### ◎支給手続きについて

高額療養費が該当となる世帯には、受診月から約3カ月後に手続きのご案内をしていますが、手続きには領収書が必要となりますので紛失されなようご注意ください。

#### ◎12月診療分の高額療養費について

確定申告で医療費控除を受ける場合、1月から12月までの支払い分が申告対象です。12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬のご案内を予定していますが、医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をされますようお願いいたします。

なお、ご案内が遅れる場合がありますので、対象予定で案内がない場合など、お心当たりの方は確定申告をする前にお問い合わせください。

問い合わせ 市民課国保高齢医療係  
☎01654③2111 内線3115